

岐阜県公報

第 五 十 六 号

令和元年十一月十五日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 三五六

告 示

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 三五七

道路の供用開始

(同) 三五九

都市計画汚物処理場事業の認可

(都 市 政 策 課) 三六〇

公 示

公共測量の終了

(用 地 課) 三六〇

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

(都 市 整 備 課) 三六〇

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部二十の項中「平成二十八年省令第五号」を「平成二十八年国土交通省令第五号」に改め、同項第十三号中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十項」に改め、同項第三十一号中「附則第三条第八項」を「附則第三条第八項」に改め、同項第三十二号中「附則第三条第九項」を「附則第三条第九項」に改め、同項第三十二号中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十一月十六日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日 に 当 た る)

令和元年十一月十五日

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
一般 国道	二百五十七号	高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先から 同 市同 町同 字同 五六六番一地先まで	前 C	二・七 八・七	六・八	
		高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先地内	後 B	七・九 九・五	六・八	
一般 国道	二百五十七号	高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先から 同 市同 町同 字同 五六六番一地先まで	前 C	二・七 八・七	六・八	
		高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先地内	後 B	七・九 九・五	六・八	
一般 国道	二百五十七号	高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先から 同 市同 町同 字同 五六六番一地先まで	前 C	二・七 八・七	六・八	
		高山市庄川町三尾河字東 山五六六番四地先地内	後 B	七・九 九・五	六・八	

岐阜県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
一般 国道	三百三十三号	揖斐郡揖斐川町坂内坂本 字中ノ原四〇九二番一 地先 字中ノ原四〇九二番一 地先 字中ノ原四〇九二番一 地先	前	一四・三 二六・二	三・九	
一般 国道	三百三十三号	揖斐郡揖斐川町坂内坂本 字中ノ原四〇九二番一 地先 字中ノ原四〇九二番一 地先 字中ノ原四〇九二番一 地先	後	一四・三 三三・六	三・九	

岐阜県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
一般 国道	四百十八号	山県市高原字下岡三六四 六番七地先から 同 市同 字同 三六四 六番一〇地先まで	前	四・六 五・三	三六・三	
一般 国道	四百十八号	山県市高原字下岡三六四 六番七地先から 同 市同 字同 三六四 六番一〇地先まで	後	四・六 一四・〇	三六・三	

岐阜県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			
県道	瑞浪線 上矢作線	恵那市明智町字法明一四〇八番二の一地先から 同市同町字城山一三一八番五地先まで	三・七 八・九	三・七 八・九	三・七 九・三	四三・〇	四三・〇

岐阜県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			
県道	門和佐戸線	下呂市門和佐字鍋ヶ野一八六番一地先から 同市同字同五九番地先まで	一三・丁 三・九	一三・丁 三・九	一五・九 三・四	三六・五	三六・五

岐阜県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	前			
県道	乗政呂停車場線	下呂市少ヶ野字ヌマタ六八番三四地先から 同市同字同八番三一地先まで	二・五 一五・五	四・五 二・三	二・五 一五・五	八・五	八・五

岐阜県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 の 区 域 又 は 決 定 の 日 は 変 更 の 告 白 年 月 日 を 示 す ほ か
三 百 三 十 号					令 和 元 年 二 月 一 五 日	令 和 元 年 二 月 一 五 日
		揖斐郡揖斐川町坂内坂本字中ノ原四〇九二番一地先地内				

岐阜県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画汚物処理場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原市クリーンセンター長寿命化事業 第三号 各務原市衛生センター事業施行期間
令和元年十一月十五日から
令和四年三月三十一日まで
- 三 事業地
収用の部分 なし
使用の部分 なし

公 示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
 - 二 作業種類
公共測量（三級基準点測量）
 - 三 作業期間
令和元年八月一日から
令和元年九月三十日まで
 - 四 作業地域
羽島市及び海津市
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、高島屋南市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があったので、同法第二項の規定により公示する。
- 令和元年十一月十五日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 理事長の氏名 田宮 雅雄
 - 二 理事長の住所 岐阜市西荘三丁目五番四一号

令和元年十一月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社